

社会福祉法人優和福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優和福社会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 法人役員の退任慰労金については、別紙「役員の退任慰労金支給要項」に定める額とする。
- (3) 役員等が職務のため出張をしたときは、優和福社会旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (4) 定款第23条の規定する各年度における役員の報酬総額は、500,000円を超えない範囲とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、認可の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(役員及び評議員の費用弁償等に関する規程の廃止)

優和福社会役員及び評議員の費用弁償等に関する規程（平成26年11月5日 規程第111号）は廃止する

別表（役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額(源泉所得税控除後)
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日額(源泉所得税控除後)
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額(源泉所得税控除後)
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

法人役員の退任慰労金支給要項

社会福祉法人優和福社会の役員が退任したときは、役員等報酬規程、第3条の規定により、退任慰労金の額を次のとおり定める。

1. 対象者は、理事、監事、評議員とする。
2. 支給金額は、次のとおりとする。

	在 職 年 数	金額(源泉所得税控除後)
1	2年から4年未満	10,000円
2	4年から6年未満	20,000円
3	6年から8年未満	30,000円
4	8年から10年未満	40,000円
5	10年以上	50,000円

平成29年4月1日から適用する。